

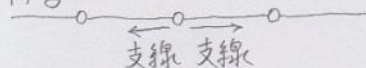
406. 支線の施設

〈支線の施設〉

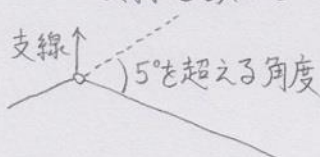
① 支持物の強度の補強: 鉄塔は、支線を用いてその強度を分担させてはならない。木柱、鉄筋コンクリート柱または鉄柱は、支線を用いてその強度を分担させる事が認められているが、支持物は風圧荷重の $\frac{1}{2}$ 以上の風圧荷重に耐える強度を有していなければならない

② 木柱・A種柱への施設: 木柱、A種鉄筋コンクリート柱またはA種鉄柱には、#405上表に示すように、架渉線の不平衡張力分が見込まれていない→そのため、高圧架空電線路において、下図に示すような不平衡張力が見込まれる箇所には、その不平衡張力分に耐える支線を施設しなければならない

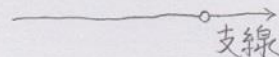
④ 電線路の水平角度が5度以下で、両側の径間の差が大きい箇所: 径間差によって生ずる不平均張力による水平力に耐える支線を、電線路に平行な方向の両側に設ける



⑤ 電線路の水平角度が5度を超える箇所: 想定最大張力により生じる水平横分力に耐える支線を設ける

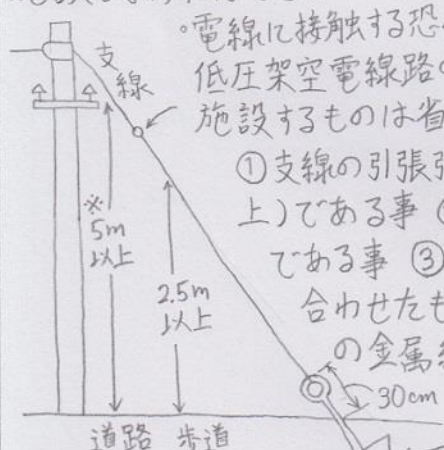


⑥ 電線路の全架渉線を引き留める箇所: 想定最大張力に等しい不平均張力による水平力に耐える支線を電線路の方向に設ける



③ 施設方法: 低圧または高圧の架空電線路の支持物に施設する支線は、下図に示すように施設しなければならない

電線に接触する恐れのあるものは、上部にかいしを挿入しなければならない→ただし、低圧架空電線路の支持物に施設する支線で、水田その他の湿地以外の場所に施設するものは省略する事ができる

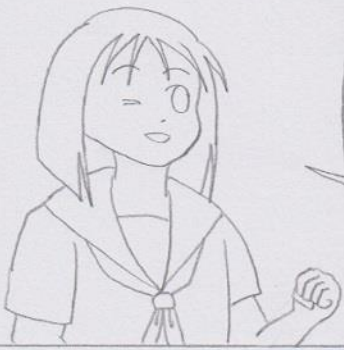


① 支線の引張強さは10.7kN以上(解釈第62条の規定による場合は6.46kN以上)である事 ② 安全率は2.5以上(解釈第62条の規定による場合は1.5以上)である事 ③ 支線をより線とした場合は次による事。素線3条以上をより合わせたもの。素線は、直径2mm以上かつ引張強さが0.69kN/mm²以上の金属線

※技術上やむを得ない場合で、交通に支障のない場合は4.5m以上

地中の部分および地表上30cmまでの部分には、耐食性の有るものまたは亜鉛めっきを施した鉄棒を使用し、これを容易に腐食し難い根かせに堅ろうに取り付ける(支持物が木柱の場合は除かれる)。根かせは、支線の引張荷重に十分耐えるように施設する

物理は比較的得意



私にとては法律よりも、電力科目で勉強済みの計算問題の方が出て欲しいわ

詳しくは#201(電力)を参照

支線は計算問題も出題されるから、抑えておこう

